

周南市政治倫理条例施行規則

〔平成17年9月26日〕
規則第63号

改正	平成19年9月28日規則第88号	平成21年3月31日規則第38号
	平成22年9月1日規則第34号	平成23年5月17日規則第31号
	平成24年3月26日規則第13号	平成28年6月17日規則第52号
	平成29年3月28日規則第14号	令和2年6月19日規則第48号
	令和3年3月24日規則第14号	

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市政治倫理条例（平成28年周南市条例第32号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(辞退届)

第2条 条例第4条第3項に規定する辞退届は、別記様式第1号によるものとする。

(議員の資産等報告書等)

第3条 条例第7条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第7条第1項第5号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。

第4条 条例第7条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。

2 条例第7条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

3 条例第7条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

4 条例第7条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

5 条例第7条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第5条 条例第7条第1項の資産等報告書は、別記様式第2号によるものとする。

2 条例第7条第2項の資産等補充報告書は、別記様式第3号によるものとする。

(議員の所得等報告書)

第6条 条例第8条第1項第1号イの規則で定める所得の金額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第2号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第7条 条例第8条の所得等報告書は、別記様式第4号によるものとする。

2 条例第8条第1項第3号の定めによる関連会社等報告書は、別記様式第5号によるものとする。

（議員の資産等報告書等の訂正）

第8条 条例第10条第1項の規定による議員の資産等報告書等を訂正しようとする場合には、議員は、訂正届を作成し、訂正の箇所に署名又は認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（議員の資産等報告書等の閲覧）

第9条 条例第10条第1項の規定による議員の資産等報告書等の写しの閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、することができる。

2 条例第7条第3項及び第8条第2項に規定する証明書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1） 土地及び建物 固定資産税課税明細書の写し。ただし、共有物件にあっては、課税担当課発行の公課証明書の写し

（2） 預金及び貯金 金融機関が発行する残高証明書の写し

（3） 有価証券 その内容が確認できる書類の写し

（4） 貸付金 契約書の写し

（5） 借入金 金融機関が発行する残高証明書及び契約書の写し

（6） 収入 確定申告書又は源泉徴収票の写し

（審査会の庶務）

第10条 条例第11条に規定する審査会の庶務は、政治倫理審査会担当課において処理する。

（調査等請求の手続）

第11条 条例第16条第1項の規定による調査及び審査の請求（以下「調査等請求」という。）は、これを行おうとする市民の代表者が、同項の調査請求書を提出して行わなければならない。

2 調査請求書には、調査等請求をしようとする市民及びその代表者が署名

をしなければならない。この場合において、調査請求書にする署名は、調査等請求がなされる日前60日以内にされたものでなければならない。

- 3 調査請求書は、別記様式第6号及び調査等請求者署名簿（別記様式第7号）によるものとする。

（調査請求書の受理後の手続）

第12条 市長は、調査等請求が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該調査等請求に係る審査会の調査及び審査を求めないことを決定する。

- (1) 調査請求書に有権者である市民50人以上の連署がないとき。
- (2) 調査請求書の記載事項に不備があるとき、又は調査請求書に資料の添付がないとき。

- 2 市長は、調査等請求が前項各号のいずれかに該当する場合において補正することができるものであるときは、相当の期限を定めて、調査等請求をした市民の代表者にその補正を命じなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による決定をしたときは、その旨を調査等請求をした市民の代表者に書面により通知する。

（意見書の写しの閲覧）

第13条 条例第17条第1項の規定による意見書の写しの閲覧は、市長にあっては意見書の提出を受けた日の翌日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）から、議長にあっては市長からその写しの送付を受けた日の翌日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）からすることができる。

- 2 条例第13条第1項の規定による意見書の写しの閲覧は、資産等報告書等の作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、することができる。

- 3 条例第17条第3項の規定による意見書の写しの閲覧は、それを保存する者が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

- 4 意見書の写しは、前項の場所以外に持ち出すことができない。

- 5 意見書の写しは、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

- 6 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、条例第17条第3項の規定による意見書の写しの閲覧に関し必要な事項は、それを保存する者が定める。

（説明会の開催請求手続）

第14条 条例第20条又は条例第21条第1項（条例第22条において準

用する場合を含む。)の規定による説明会の開催の請求は、開催請求書(別記様式第8号)を審査会に提出しなければならない。

2 条例第21条第3項(条例第22条において準用する場合を含む。)の規定による説明会の開催の請求(以下「市民説明会開催請求」という。)は、これを行おうとする市民の代表者が、市民説明会開催請求書を提出しなければならない。

3 市民説明会開催請求書には、開催請求をしようとする市民及びその代表者が署名をしなければならない。

4 市民説明会開催請求書は、別記様式第9号及び市民説明会開催請求者署名簿(別記様式第10号)によるものとする。

(市民説明会開催請求書等の受理後の手続)

第15条 審査会は、市民説明会開催請求書に有権者である市民10人以上の連署がないことその他市民説明会開催請求が条例又はこの規則に定める要件を満たしていないものであるときは、当該市民説明会開催請求に係る説明会の開催をしないことを決定する。

2 審査会は、市民説明会開催請求が条例又はこの規則に定める要件を満たしていないものである場合において補正することができるものであるときは、相当の期限を定めて、市民説明会開催請求をした市民の代表者にその補正を命じなければならない。

3 審査会は、第1項の規定による決定をしたときは、その旨を市民説明会開催請求をした市民の代表者に書面により通知する。

4 審査会は、説明会を開催することを決定したときは、開催予定日の14日前までに、説明会を開催すること並びにその日時及び場所を市民に周知させるための広報をしなければならない。この場合において、その決定が市民説明会開催請求に基づくものであるときは、当該市民説明会開催請求をした市民の代表者に通知しなければならない。

(会長の議事整理権)

第16条 審査会の会長(以下「会長」という。)は、説明会の議事を整理し、説明会の場の秩序を保持し、説明会に関する事務を統括する。

2 説明会に出席した市民は、会長が前項の規定に基づき行う指示に従わなければならない。

(期限等の算定)

第17条 市長、審査会等が条例の規定に基づきしなければならないこととされている行為に係る期限又は期間の末日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日をもってその期限又は期間の末日とみなす。

(公表等の方式)

第18条 条例第17条第2項の規定による意見書の写しの公表及び条例第19条の規定による公表並びに第15条第4項の広報は、本市の広報紙への掲載その他適当な手段により行うものとする。

(周南市代表監査委員に対する事務委任)

第19条 市長は、条例第16条の市民の調査請求権に関する事務（調査及び審査の対象者が市長のときに限る。）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、周南市代表監査委員に委任する。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項（審査会の権限に属する事項を除く。）は市長が、審査会の権限に属する事項は会長が審査会に諮って、それぞれ定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日規則第88号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第38号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月1日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年5月17日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月17日規則第52号)

この規則は、平成28年6月20日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日規則第14号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月19日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日規則第14号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）周南市議会議長又は周南市長

提出者 住所 _____

氏名 _____

関係者 住所 _____

氏名 _____

辞 退 届

周南市政治倫理条例（平成28年周南市条例第32号）第4条第3項の規定により、市との請負契約等を辞退することを届け出ます。

資産等報告書

周南市議会議員
（署名又は記名押印）

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

注1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。

2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面 積	摘 要
	m ²	

注1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

注1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金又は貯金

・預金

預金の総額		円
-------	--	---

注 当座預金及び普通預金を除く。

・貯金

貯金の総額		円
-------	--	---

注 普通貯金を除く。

5 有価証券

種類	額面金額の総額
	円

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種類	銘柄	株数
株券		株

6 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。)

・自動車

種類	数量

注 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・船舶

種 類	数 量

注 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・航空機

種 類	数 量

注 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・美術工芸品

種 類	数 量

注 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

- ・ ゴルフ場の名称

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額		円
--------	--	---

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額		円
--------	--	---

資産等補充報告書

周南市議会議員
(署名又は記名押印)

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

注1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。

- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面 積	摘 要
	m ²	

注1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

注1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金又は貯金

・預金

預金の総額		円
-------	--	---

注 当座預金及び普通預金を除く。

・貯金

貯金の総額		円
-------	--	---

注 普通貯金を除く。

5 有価証券

種類	額面金額の総額
	円

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種類	銘柄	株数
株券		株

6 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価格が100万円を超えるものに限る。)

・自動車

種類	数量

注 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・船舶

種 類	数 量

注 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・航空機

種 類	数 量

注 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・美術工芸品

種 類	数 量

注 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

・ゴルフ場の名称

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額		円
--------	--	---

所得等報告書

周南市議会議員

(署名又は記名押印)

所得区分		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林所得			

受贈財産の課税価額	円
-----------	---

注 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

調 査 請 求 書

(宛先)周南市長

(調査等請求代表者)

住 所

氏 名

周南市政治倫理条例第16条第1項の規定に基づき、次のとおり周南市政治倫理審査会による調査及び審査を請求します。

記

- 1 調査等請求の対象となる事由の該当条項
周南市政治倫理条例第16条第1項第 号
- 2 調査等請求の対象となる事由の内容
- 3 調査等請求の対象となる事由を疎明する資料
別添のとおり

別記様式第7号（第11条関係）

（1枚目）

<p>調査等請求者署名簿</p> <p>周南市政治倫理条例第16条第1項の規定により、調査等請求の対象となる事由を疎明する資料を添付して(氏名) に係る周南市政治倫理審査会による調査及び審査を請求するため、有権者の署名を求めます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(調査等請求代表者)</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p>
--

（2枚目以降）

番号	署名年月日	住 所	生年月日	氏 名	有権者である ことの確認欄

注1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付さなければならない。

2 氏名は、自署すること。

別記様式第8号（第14条関係）

年 月 日

開催請求書

（宛先）周南市政治倫理審査会会長

（周南市議会議員又は周南市長）

周南市政治倫理条例第 条第 項の規定に基づき、説明会の開催を請求します。

別記様式第9号（第14条関係）

年 月 日

市民説明会開催請求書

（宛先）周南市政治倫理審査会会長

（市民説明会開催請求代表者）

住 所

氏 名

周南市政治倫理条例第 条第 項の規定に基づき、市民説明会の開催を請求します。

説明を求める議員又は市長 （氏名）

